

各 位

会 社 名 株式会社 ぱど  
代表者名 代表取締役社長 倉橋 泰  
(JASDAQ・コード4833)  
問合せ先 専務取締役経営統括本部長 石川 雅夫  
電話03-6694-9810

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合で分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 54,896株     |
| 今回の分割により増加する株式数 | 5,434,704株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 5,489,600株  |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 14,400,000株 |

##### (3) 分割の日程

基準日公告日 平成25年9月13日(金)

基 準 日 平成25年9月30日(月)

効力発生日 平成25年10月1日(火)

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火）

（参考）平成25年9月26日（木）をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成25年10月1日（火）をもって当社定款の一部を変更いたします。

#### (2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>144,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>14,400,000株</u> とする。   |
| (新設)  | <u>(単元株式数)</u><br>第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  |
| (条文省略)<br>第7条～第36条                                  | (現行どおり)<br>第8条～第37条  |
| (新設)  | <u>附則</u><br><u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれらに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u> |

#### (3) 日程

効力発生日 平成25年10月1日（火）

### 5. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。